

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部
を改正する規程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和4年10月1日から施行します。